

平成十八年三月十七日提出
質問第一五七号

外務省職員等の飲酒対人交通事故に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省職員等の飲酒対人交通事故に関する質問主意書

外務省在外職員の飲酒対人交通事故については、平成十八年一月二十三日に質問主意書を提出し、内閣から同年同月三十一日付で答弁書を受領し、同年二月十五日に再質問主意書を提出し、内閣から同年同月二十四日に答弁書（以下、「第二回答弁書」という。）を受領し、更に同年三月六日に第三回質問主意書を提出し、同年同月十四日に答弁書を受領した（以下、「第三回答弁書」という。）。その結果を踏まえ、更に追加質問する。

一 「第三回答弁書」で、一九九二年九月二十七日にモロッコ王国において飲酒状態で自動車を運転し、人の死亡に係わる交通事故を起こした外務省職員の処分が停職一カ月であることが明らかになったが、当時、外務省はいかなる基準に基づいて当該職員にこのような処分を行ったか。「第二回答弁書」において、政府は「外務省として、この処分に関する当時の判断は、妥当であったと考える。」と答弁しているが、当時の判断を妥当とする具体的根拠について記されたい。

二 「第三回答弁書」で、一九九九年十二月十八日、任国において飲酒状態で自動車を運転し、人の死亡に係わる交通事故を起こした外務省職員の処分が停職一カ月であることが明らかになったが、当時、外務省

はいかなる基準に基づいて当該職員にこのような処分を行ったか。「第二回答弁書」において、政府は「外務省として、この処分に関する当時の判断は、妥当であったと考える。」と答弁しているが、当時の判断を妥当とする具体的根拠について記されたい。

三 外務省が懲戒処分を行った職員に関し、氏名や所属部局や在外公館を明らかにする場合と秘匿する場合がありますが、それほどのような基準によって行われているか。

四 「第三回答弁書」において、一九九二年九月二十七日以降、国家公務員（国会及び裁判所の国家公務員並びに外務公務員を除く。）が酒酔い又は酒気帯びの状態で自動車を運転して起こした、人（当該国家公務員を除く。）の死亡に係わる交通事故は三十四件であり、このうち、懲戒免職処分が行われたものは十三件であることが明らかになったが、当該国家公務員の所属官庁、事故発生年月日、処分日、処分の内容を明らかにされたい。停職の場合はその期間、減給の場合はその率も明らかにされたい。

五 読売新聞二〇〇六年三月十五日朝刊は以下の記事を掲載している。

「外務省が、海外で飲酒運転して死亡事故を起こした職員二人の処分を、『停職一か月』で済ませていたことが、十四日に閣議決定された、鈴木宗男衆院議員（新党大地）の質問主意書に対する政府答弁書で

明らかになった。

一件は九二年九月、モロッコの首都ラバト市で、職員が飲酒運転で帰宅途中、タクシーに追突し、その弾みでスクーターの現地人を死亡させた。もう一件の国は明らかになっていないが、別の職員が九九年十月、飲酒運転で清掃車に追突し、乗っていた清掃作業員を死亡させた。二人は現在も外務省に籍を置いている。

人事院が二〇〇二年に改定した国家公務員の『懲戒処分の指針』では、飲酒運転による死亡事故を起こした場合は懲戒処分以最も重い『免職』が妥当としている。事故発生当時はこうした指針がなく、各省が独自に処分を決めていた。

外務省人事課は『同じ事故が今起きれば、この基準で処分を決めるだろうが、当時の処分を今の基準で評価するのはフェアではない。当時どうやって処分を決めたかは分からないが、過去の例などをもとに決めたと思う』と話している。

答弁書によると、九二年九月以降に他省庁の国家公務員が飲酒運転で起こした死亡事故は三十四件で、このうち十三件で免職となっている。」

(1) 外務省人事課職員が「同じ事故が今起きれば、この基準で処分を決めるだろうが、当時の処分を今の基準で評価するのはフェアではない。当時どうやって処分を決めたかは分からないが、過去の例などをもとに決めたと思う」との発言をしたことは事実か。

(2) (1) が事実ならば、この発言を行った職員の官職氏名を明らかにされたい。

(3) (1) の発言は外務省の公式の立場を反映したものか。

(4) 外務省人事課職員が述べたとされる「当時の処分を今の基準で評価するのはフェアではない」との見解は社会通念上妥当か。

右質問する。